

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日、
休日は、
がと日、
たる日、
当たの翌)

01030

規 則

- ◇ 規 則
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規
則
- ◇ 規 則
鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇ 人委規則
職務の等級の基準に関する規則の一部を改正する
規則
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正す
る規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則をここに公布する。

昭和四十年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料の額を定める規則

銃砲刀剣類等の所持の許可又は登録の手数料に関する規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第三号）の全部を改正する。

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例（昭和四十年十月鳥取県条例第三十六号）の規定により徴収する手数料の額は、次の各号に掲げ

るとおりとする。

- 一 公安委員会が行なう銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第七条第一項の許可証の交付についての手数料
一件につき 五百円
- 二 公安委員会が行なう法第七条第二項の許可証の再交付についての手数料
一件につき 二百円

数料

- 三 法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の交付についての手数料
一件につき 五百円
- 四 法第十九条第一項の規定により教育委員会が行なう登録証の再交付についての手数料
一件につき 二百円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（鳥取県収入証紙規則の一部改正）

- 2 鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の(45)を次のように改める。

- (45) 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく手数料徴収条例（昭和四十年十月鳥取県条例第三十六号）の規定に基づく手数料

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次第四章第二節中「第三款 北九州事務所(第二十七条・第二十八条)」を「第三款 北九州事務所(第二十七条・第二十八条)」に改める。

改める。

第九條総務管財課の項第九号中「及び北九州事務所」を「北九州事務所及び名古屋事務所」に改める。

第十五條第二項中「局長補佐又は室長補佐を、内部組織である係及び室に主任」を「又は室長補佐を、経理室に経理室主任」に改める。

第十八條の表中

鳥取県危険物取扱主任者等試験委員	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の三第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施に関する事務	鳥取県危険物取扱主任者試験委員	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の三第一項の規定による危険物取扱主任者試験の実施に関する事務	鳥取県根雨保健会 所結核診査協議		鳥取県根雨保健会 所結核診査協議		鳥取県精神衛生審議会	精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十六条の二第一項及び第二項の規定による精神衛生に関する事項の調査審議並
------------------	--	-----------------	--	---------------------	--	---------------------	--	------------	--

を

を

を

鳥取県精神衛生診査協議会	精神衛生法第十六条の四の規定による一般患者が行なう医療費の負担の申請に関する必要な事項の審議に関する事務	鳥取県融資損失補償審査会	鳥取県融資損失補償審査会条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第六十一号)第一条の規定による鳥取市災害復興資金融資損失補償契約及び鳥取市災害復興資金融資損失補償契約に基づく損失補償その他重要事項の審査に関する事務	鳥取県改良普及委員	鳥取県改良普及委員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)第十一條第二項の規定による改良普及委員資格試験の試験成績の判定、その結果の答申等に関する事務	鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第四十三條第一項、第四十四條及び第四十五條の三の組合員に提起する農業共済組合の審査並びに農業災害の発生に關する防止の適正化に関する事項等に関する事務	鳥取県改良普及委員資格試験審査委員	鳥取県改良普及委員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)第十一條の規定による改良普及委員資格試験の成績の判定に関する事務	鳥取県農業共済保険審査会	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第二項の規定による農業共済組合の提起する訴の審査並びに農業災害の発生に關する防止の適正化に関する事項その他同法の運用に關する重要事項の調査審議に関する事務
--------------	--	--------------	--	-----------	--	--------------	--	-------------------	--	--------------	---

を

を

を削り、

に改め、

鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)第九條第三項の規定による林業改良指導員資格試験の試験課題の決定並びに試験成績の判定及びその結果の答申等に関する事務

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)第九條の規定による林業改良指導員資格試験の実施に関する事務

鳥取県網代漁港管理会

鳥取県境漁港管理会

漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二十七條の規定による漁港の維持管理に關する重要事項の調査審議に関する事務

鳥取県網代漁港管理会

鳥取県境漁港管理会

鳥取県沿岸漁業構造改善事業審議会(昭和四十年十月鳥取県条例第三十五号)第二條の規定による沿岸漁業構造改善事業に關する重要事項の調査審議に関する事務

鳥取県建築士審議会

鳥取県二級建築士試験委員

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十八條の規定による同法に規定する事項の調査審議及び建築士に關する重要事項の關係官庁に対する建議に関する事務

建築士法第三十二條第一項の規定による二級建築士試験に関する事務

鳥取県建築士審査会

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十八條の規定による二級建築士試験に關する事務及び同法によりその権限に屬させられた事項の処理に関する事務

を

に、

を

に

を

に改める。

第二十三條中「物産斡旋部」を「物産觀光部」に改める。

第二十五條中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に關すること。

第二十六條第一項中「農産物斡旋部」を「行政連絡部、農産部」に改める。

第四章第二節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 名古屋事務所

(設置)

第二十八條の二 名古屋事務所を次のとおり置く。

名	稱	位	置
鳥取県	名古屋事務所	一	名古屋市

(分掌事務)

第二十八條の三 名古屋事務所は、本県と名古屋市及びその近隣都市との間における經濟の交流を促進し、産業の振興を図るため、次の各号に掲げる事務を分掌する。

一 諸物産の販売斡旋に關すること。

二 受注斡旋に關すること。

三 中京商況等の調査及び情報連絡に關すること。

四 本県物産の陳列及び展示に關すること。

五 觀光の宣伝に關すること。

六 工場誘致に關すること。

第一百七七条の表の鳥取県鳥取地方農林振興局の振興課の項中「蚕業主任」を「蚕業主任・農地主任」に改める。

第一百五十七条第二項中「課、室、科(病院の科を除く。)又は係に主任を、」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公

別表第一中

北九州事務所

所

長

次

長

一般吏員職

その他の職

を

北九州事務所							所	長	次	長	一般吏員職	その他の職
名古屋事務所							所	長				

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

布する。

昭和四十年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

鳥取県人事委員会規則第三十号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する

規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の三を次のように改める。

(連絡あつ旋業務従事者の級の区分)

第九条の三 条例第十八条第三項の規定により人事委員会が定める同条第

二項の級に属する者の区分は、次の表のとおりとする。

級の区分	級 級 属 する 者
一 級	東京事務所及び大阪事務所の所長である者
二 級	東京事務所及び大阪事務所の次長である者
三 級	東京事務所、大阪事務所、北九州事務所及び名古屋事務所の <small>（東京事務所及び大阪事務所の所長及び次長である者を除く。）</small> 員である者
四 級	東京事務所及び大阪事務所の吏員以外の者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。